



この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。

平成28年9月末日 発行

やまびこ

No.242

発行

公益社団法人
埼玉県手をつなぐ育成会
理事長 村山 勇 治

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-15-3 母子福祉会館内
Tel. 048-833-0444 Fax. 048-833-0400
E-mail:saitama@ikuseikai.jp
ホームページ http://saitama.ikuseikai.jp

定価50円
(購読料は
会費に含む)



第53回 埼玉県手をつなぐ育成会県大会



もう1段、ステップアップしましょう！
停滞と硬直から脱却し新しい育成会活動を目指して
—共生社会の構築に最初の一步を踏み出そう—

平成28年7月10日(日)
所沢市民文化センターミュージズ

所沢市民文化センターミュージズにて、
第53回県大会が開催されました。当日
は、県内各地から親327名、本人142
名、支援者等34名、一般参加者11名、
総勢514名の参加をいただきました！



県大会を終えて



理事長
村山 勇 治

第53回埼玉県育成会の県大会、
所沢大会は、結成から60有余年が
経過し、組織の停滞と硬直が懸念
される中、新しい育成会活動への
一步を踏み出そうとスローガンに
掲げて、盛会裏に開催することが
出来ました。

また、本年4月、「障害者差別
解消法」が施行されたことから、
タイムリーな講演をと会員からの
リクエストにより、この分野で著
名な毎日新聞社の野沢和弘氏をお
招きし、障がい者の権利擁護、共
生社会実現に向けての育成会活動
の在り方と、その道筋について
語っていただきました。

この所沢大会を契機として、よ
り具体的な取り組みを通して、市
町村育成会の活性化を図り、県全
体として積極的な活動につなげて
いければと考えています。

最後になりましたが、開催地所
沢市をはじめ、ご協力いただいた
関係各機関、ボランティア団体、
所沢親の会を中心とした実行委員
の皆様改めて感謝申し上げます。



実行委員長
本橋 幸太郎

本大会に県内各地より県最西端
の地所沢へ、たくさんの方々にご
参集いただきました。

今大会のテーマである新しい育
成会活動としての大会の午前の部
では、感謝状と表彰状の授与に続
き、家族の中でスターである本人
の逸話等交え、爽やかな語りと笑
いも含めた体験発表、そして県大
会アピールの力強い宣言が終え、
会場全体を包み込む和太鼓の響き
と勇ましさ、和太鼓「龍鼓」さん
の公演で午前の部の終了となり午
後の部では、今年4月より施行さ
れた「差別解消法」を毎日新聞社
論説委員である野沢和弘氏より法
の背景や「差別的取り扱い」と「合
理的配慮」について語っていただ
きました。また、本人のつどいでは、
創作的な「ものづくり」の部と和
太鼓「龍鼓」さんと狭山・入間の
皆さんによる歌や踊りで楽しんで
いただきました。今後も、もう1
段ステップアップした育成会の活
動から明るく輝く未来へと皆様
と共に活動を展開して参りまし
ょう。

表彰式



感謝状



表彰状



表彰状(本人)

アピール朗読

川越手をつなぐ育成会の皆さん



本人のつどい・レクリエーション



狭山市「鶴の子会」による太鼓演奏



入間市「本人部会ドリーム隊」によるよさこいソーラン

本人のつどい話し合い



上手に
作れました!

テーマ「ものづくりを通して交流しよう!
～飾り花アートを楽しもう～」

ご来賓



ご来賓の皆様ありがとうございました

体験発表

所沢市手をつなぐ親の会
親:新井 恵美子さん
子:新井 剛史さん



公演 和太鼓「龍鼓」



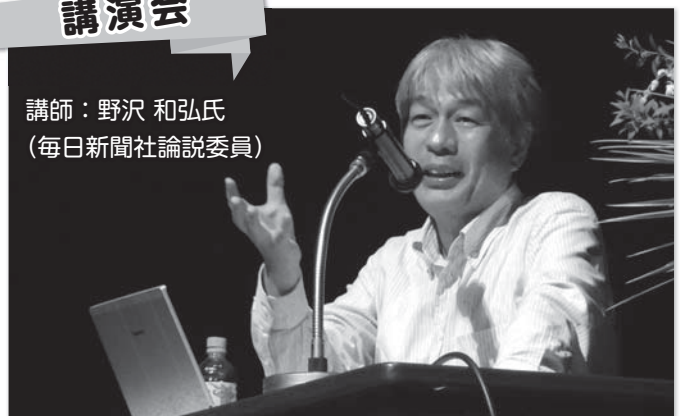
力強く、迫力満点の演奏!!



午後のレクリエーションでは皆で
太鼓演奏のワークショップに参加!

講演会

講師:野沢 和弘氏
(毎日新聞社論説委員)



権利擁護推進事業部主催研修会①

「差別解消法について」

に参加して

八潮市手をつなぐ親の会

佐川 美穂子

「施行後の差別解消法

—何が変わる? どう変わる?—

医療拒否は差別じゃないの?—

日時 平成28年6月28日(火)

10時~12時

会場 埼玉県県民健康センター
大会議室C

講師 又村あおい氏

冒頭の理事長のご挨拶の中で「障がい者福祉についてのお話は又村さんの右に出る者はいない」というお言葉通り、とても解りやすく噛み砕いてのお話で2時間があっという間に過ぎてしまいました。

差別解消法について前回の再確認。なかなか医療の話にたどり着かず一人焦って時計ばかり気にしている自分。「医療に関して、公設は義務、民間は努力」そんなんだけど、私たちは何をして行けば良いのか?...

差別解消法は直接障がいのある

人たちに対してではなく、周りで見守って下さる方々への投げかけです。もしも障がいを理由に差別される様なことがあった時には、私たちが「差別解消法という法律が出来ました」と言えるように。私たち自身がきちんと説明出来るようにすることが大切なんだという事に気づきました。誰かが何かしてくれるではなく、私たちがきちんと差別解消法の趣旨を理解して周りの方々にわかって頂ける説明が出来るかにかかっているんだと痛感しました。

自分の心の内を上手く表現出来ない我が子たちですが、自分らしく地域で生きて行く為には多くの方々の支えが必要です。その支援者が一人でも多くなる様に、私たち自身が置いてけぼりにならない様、日まぐるしく変わる状況に付いて行かねばなりません。

いつの時代も変わらぬことは「障がい」についてもっと多くの人に知ってもらうこと。

私たちはその努力を惜しんではならないと再確認しました。この法律の成果の程は、私たちにも大きな責任がある。と、みなさん思いませんか?

権利擁護推進事業部主催研修会②

「虐待防止法について」

に参加して

秩父手をつなぐ育成会

長谷部 晃

虐待防止法をもっと有効に!

—絶えない虐待—

日時 平成28年7月12日(火)

10時~12時

会場 埼玉県県民健康センター
中会議室

講師 綿祐二氏

7月12日に権利擁護推進部会主催の講演会が行われました。冒頭、綿さんは「私は大学で教える、障がい者施設を経営する、障がい者の家族であるという三つの面をもっています」と切り出し、障がい者施設に関わって30年余になる経験から、障がい者に対する扱いが大きく変わってきた(変えてきた)こと、身をもって経験してきたこと、を語ってくれました。

虐待の問題は、障がい者施設では利用者や支援者とがよく出くわす問題で、新聞で報じられるような暴行や身体拘束は虐待とは別な「犯罪」になるが、その間の不適切

なケア「グレーゾーン」は決して少なくないと言います。「このような場合は虐待かどうか、皆さん手を挙げてみてください」と具体的な事例を挙げました。徘徊する可能性のある障がい者にGPSを持たせる、薬を飲まない人の食事に薬を混ぜて食べさせる、ストレッチャーに縛り付けるなど。グレーゾーンにもいろいろな段階が考えられるという訳です。そして現場で支援者が複数で判断すること、そのために議論することが大切で、保護者を含めた第三者に「なるほど、大変だねえ」と納得してもらえることが大切なのだそうです。

具体例としてインフルエンザの予防接種で、注射が嫌いで暴れる人を押さえて注射することが虐待になるか否か。暴れる人を一時的に押さえつけてでも接種をしないと本人はもとより一緒に生活する人にも感染を広める、ひいては命に関わることにつながります。注射の時だけ取り押さえることは一時的な拘束で自由の回復はまもなくできます。こういう場合の身体拘束であれば納得できますよね。これが「合理的配慮」ということなのでしよう。

極めて現実的な内容で大いに啓発されました。

津久井やまゆり園の 事件について

副理事長 高野 淑恵

平成 28 年 7 月 26 日未明、この施設で穏やかに暮らしていた知的障がい者 19 名の命が奪われ、26 名の方が重軽傷を負いました。亡くなられた方々のご冥福と、負傷された方々が一日も早く、心身共に快復されますことを心よりお祈り申し上げます。

そして、今生きている私たちは、この事件から多くのことを考えていかなければなりません。

①「ヘイトクライム(憎悪犯罪)」はなぜ今の社会の中で増加しているのか。それを生み出す原因は社会にあるのか、それをなくすためにはどうしたらよいのか。

②「障害者はいらない」と言う思考は間違ったもの、歪んだものであることを、犯行に至る前に周囲の人々が説諭できなかったのはなぜか。

③元職員である容疑者は、福祉従事者として福祉の理念や障がい者の権利擁護、人権の尊重など基本的な職員教育を受けていたのか。

④犯行に至るまでにたくさんのシグナルが発せられていたのに、なぜ犯行を未然に防ぐことができなかったのか。

⑤事件後、犠牲者の名前が匿名報道されたことについて、当事者団体である私たちは、どう受けとめていけばよいのか。匿名にせざるを得ない要因が社会にあるとしたら、どのように解消していくことができるのか。

⑥刑務所のように高い塀で施設を囲んだり、多量の監視カメラを付けたりすることが真の意味で抑止力になるのか。孤立化、密室化を助長するだけではないのか。福祉の現場を透明化することに心血を注いできた歩みが後退することになりはしないか。

この事件からは、少し考えただけでもこんなにも多くの問題が提起されます。まだまだ他にもたくさんありますが、皆様はどう考えますか? ご意見があればぜひ投稿してください。

ださい。このような凄惨な事件が二度と起きないように、また風化しないように努力していかなければなりません。「いらない命などない」こと、人としての尊厳を認めない「安楽死」など絶対に許されぬことを訴え続けなければなりません。犠牲になった 19 人の命のためにも。



あとがき

第 3 四半期を迎え、今年度も残すところあと半分となりました。

事業計画の進捗状況が気になると思いますが、足元をしっかりと見据え進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

《事務局長 加藤》

2016 年度版

知的障害児者・自閉症児者のための

生活サポート総合補償制度

AIUの普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

被保険者
(補償の対象者)

知的障害児者または自閉症児者のご加入できます。

補償期間
(保険のご契約期間)

2016 年 4 月 1 日から
1 年間

掛金

入院 2 日目から補償プランB/

掛金… 23,000 円(保険料 19,810 円)

入院 4 日目から補償プランA/

掛金… 17,000 円(保険料 14,810 円)

詳細は取扱代理店にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。

TEL : 03-5577-6351

http://www.zensapo.jp

加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の各都道府県団体の事務局となります。

■ 担当代理店 株式会社 ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F

TEL : 03-5321-3373 FAX : 03-5321-4774

受付時間 : 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

■ 引受保険会社 AIU損害保険株式会社 東京第二支店

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL : 03-6894-9110 http://www.aiu.co.jp

受付時間 : 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(A-000628 2018-03)